

令和元（2019）年度

栃木県高等学校文化連盟

緊急時対応マニュアル
— 総論編 —

令和元年 5 月

栃木県高等学校文化連盟事務局

栃木県高等学校文化連盟 危機管理マニュアル — 総論編 —

目 次

はじめに	栃木県高等学校文化連盟会長
1 文化部活動における危機管理について	pp. 1 - 2
(1) 文化部活動における危機管理	pp. 1 - 2
(2) 危機管理マニュアル作成にあたってのチェックポイント	p. 2
2 事前の危機管理	p. 3
(1) 危険箇所の抽出	
(2) 危険箇所の分析	
(3) 危険箇所の管理と組織体制	
専門部主催行事運営フローチャート	p. 4
3 緊急事態発生時における個別の危機管理	pp. 5 - 13
(1) 事故等発生時の対応の基本	p. 5
① 事故発生時の対応の基本	
② 被害生徒等保護者への連絡上の留意点	
③ 応急手当を実施する際の留意点	
(2) 校外活動時における事故発生時の留意点	p. 5
① 事前の対策	
② 校外活動時に事故等が発生した場合の留意点	
(3) 熱中症への対応	p. 6
(4) 食中毒への対応	pp. 6 - 7
(5) 食物アレルギーへの対応	p. 7
(6) 不審者侵入への対応	pp. 7 - 8
(7) 気象災害への対応	pp. 8 - 9
① 雷への対応における留意点	pp. 8 - 9
② 竜巻（激しい突風）への対応における留意点	p. 9
(8) 大地震発生時の対応（専門部主催行事の場合）	p. 9
(9) 有害昆虫	pp. 9 - 10
(10) 弾道ミサイル発射に係る対応	p. 10
(11) 犯罪予告・テロへの対応	pp. 10 - 11
(12) 会計事故	p. 11
(13) その他	pp. 11 - 13
① 停電	p. 11
② 人身事故	p. 11
③ 異臭騒ぎ	p. 12

④ 周辺施設で事故が発生した場合	p. 1 2
⑤ 施設内で騒動が発生した場合	p. 1 2
⑥ 感染症が流行している場合	p. 1 2
⑦ 社会的弱者（高齢者、乳幼児、障がい者等）への対応	pp. 1 2 - 1 3
4 事後の危機管理	pp. 1 3 - 1 4
（１）安否確認	p. 1 3
（２）引渡しと待機	p. 1 3
（３）活動の継続判断	p. 1 4
（４）情報の整理と保護者等への説明、対応	p. 1 4
栃木県高文連 事故報告書（事務局提出用）	pp. 1 5 - 1 6
・様式 2 - 1	p. 1 5
・様式 2 - 2 【被災者名簿】	p. 1 6
5 高文連危機管理チェックシート	pp. 1 7 - 1 8
（１）校内文化部活動における危機管理チェックシート	p. 1 7
（２）校外活動における危機管理チェックシート	p. 1 8
* 関係諸機関連絡先	pp. 1 9 - 2 1
・警察署一覧	p. 1 9
・消防本部一覧	p. 1 9
・保健所一覧	p. 2 0
・栃木県防災館	p. 2 0
・栃木県教育委員会事務局学校安全課	p. 2 0
* 参考文献等	p. 2 1

はじめに

今、運動部、文化部活動の在り方が見直され、活動時間や活動内容なども改めて検討する中で、文化部活動においても様々な局面を想定した危機管理が求められています。

栃木県高等学校文化連盟は、栃木県の高校生の創造活動の向上充実を図り、文化活動の健全な発展と芸術文化の振興に資することを目的に現在28の専門部会において各種事業を展開し、高校生の文化部の活動を支援しております。文化部の活動は、生徒たちの心身の成長と自己実現を目指して行われており、その基盤として安全・安心な環境が確保されている必要があります。

しかしながら、自然災害による被害や、気温上昇による熱中症被害、不審者による事件や声かけ事案、児童生徒の心身の健康を脅かす事件・事故・災害などが様々な形で発生している状況にあります。ひとたびこのような事件・事故災害など不測の事態が発生し、しかもその対応を誤ったり遅らせたりすると二次的な危機を招きかねず、児童生徒や保護者、県民に対して、より大きな影響を及ぼしかねません。

本連盟においても、今後、安全・安心な環境の整備に努めながら、事件・事故・災害等を防止・減災するための取組を推し進めなければなりません。日頃から、事前の危機管理、緊急事態発生時の危機管理、そして事後の危機管理のプロセスに沿った危機管理に取り組むことが重要です。

こうしたことから、栃木県高等学校文化連盟では、効果的な危機管理体制の確立を図るため、「危機管理マニュアル」を作成しました。このマニュアルは、栃木県高等学校文化連盟の主催事業と日頃の文化部活動を対象として想定しています。事故が発生した際、教職員や指導者が、的確に判断し、円滑に対応できるよう、指導者の役割等を明確にしながら、生徒の安全を確保する体制を確立するために各専門部、各文化部に共通する必要な事項を記載し、危機管理への取組方法や緊急事態発生時の対応を具体的に示すとともに、チェックリスト等も盛り込んであります。対応については、「事前の危機管理」「緊急事態発生時の危機管理」「事後の危機管理」に整理して記載しました。ここに記載したもの以外の事項につきましては、必要に応じて各専門部で作成することとしております。

事故への備えと危機管理は、多岐にわたる文化部の諸活動のそれぞれの場面において重要です。各専門部に関係するすべての教職員や指導者が生徒の安全確保と危機管理への高い意識と事故防止のために必要な知識を持つことによって、参加する生徒が一層安全・安心に活動できる環境が整備されることになります。本マニュアルを活用しながら、安全・安心な高校生の文化芸術活動を推進していくよう努めてまいります。

末筆になりますが、作成にあたり、御協力いただきました栃木県教育委員会に深く感謝申し上げます。

栃木県高等学校文化連盟会長

1 文化部活動における危機管理について

(1) 文化部活動における危機管理

文化部の活動中に、安全を脅かす事件や事故などが発生した、あるいは、発生しそうな状況
を危機と捉え、生徒および職員の生命や心身等に危害をもたらす様々な危険が防止され、実際に事
件・事故が発生した場合には、人的被害を最小限度に抑えるために適切かつ迅速に対処する取組が危
機管理である。

事故に直結する「危機」の要因として 5 点指摘できる。

- 1 「主として利用施設・設備・用具などが要因となって発生する事故」の対象となる危機としては、
予期できない自然災害と安全防災上の人災等が考えられる。

(例) 大地震、火災、漏電、屋根・看板など設置物の落下、突風や飛来物による窓ガラス破損等

- 2 「主として活動内容が要因となって発生する事故」の対象となる危機

(例) 法令等で禁止されている行為、SNS の不適切な利用、無理な活動計画、健康に好ましく
ない影響が及ぶ活動、自転車利用の移動、乳幼児や高齢者・障害者と直接関係する活動等

- 3 「主として環境条件等が要因となって発生する事故」の対象となる危機

(例) 熱中症、落雷、竜巻、害虫等

- 4 「主として防犯上の不備または外部からの不可抗力が要因となって発生する事故」の対象とな
る危機

(例) 不審者の侵入、弾道ミサイル発射、犯罪・テロ予告等

- 5 「主として教職員等の信用失墜行為が原因となって発生する事故」の対象となる危機

(例) 個人情報漏洩、会計のずさんな管理等

これら以外にも各専門部の活動に応じて、「隠れた危機」が潜んでいないかを生徒と共にリスク・
アセスメントの観点で調べる必要がある。こうした危機が複合して発生する場合も十分考えられ、学
校管理下の活動では、教職員や指導者に安全配慮義務が課せられることを忘れてはならない。

また、文化部活動において、スポーツ事故等と類似の事故を繰り返さないためにも、次の 8 点が
重要なポイントとなる。

- 1 関係の通知やガイドラインなどを確認し、教育委員会や各専門部と連携した、きめの細かい危
機管理を徹底する。
- 2 教職員や指導者は常に法令の遵守と安全配慮の義務を怠らない。
- 3 指導者が安全に関する理解を深め、日常から研修や訓練を通じて危機管理意識を高める。
- 4 指導者は危機管理意識を生徒と共有すること。また、生徒同士が危機管理に主体的に取り組め
るような環境づくりを進める。
- 5 安全指導は、活動の特性や過去の事故事例を踏まえて効果的に行い、高文連主催行事や地域の
行事に参加する場合も、常に安全教育の場として意識の高揚を図る。
- 6 学校保健安全法に基づいた健康管理を徹底し、生徒の指導にあたる教員は、活動中の健康観察
を怠らない。
- 7 気象条件には特に留意し、気象予報を受けて天候の急激な変化に対応できるようにする。
- 8 行事や合宿等で学校外の施設を利用する際には、非常口や避難経路、AED・非常ベル等の配置
を確認し生徒と共有するとともに、施設側の危機管理マニュアルを事前に入手し目を通してお

く。また、施設側職員とも打ち合わせを行う。

(2) 危機管理マニュアル作成にあたってのチェックポイント

各専門部は必要に応じて独自の危機管理マニュアルを作成することとする。

- ☐ 各専門部、各学校の実情に応じて想定される危険を明確にし、危険等発生時にどう対処し、いかに生徒等の生命や身体を守るかについて検討する。
- ☐ 事前・発生時・事後の三段階の危機管理を想定して危機管理マニュアルを作成し、安全管理と安全教育の両面から取組を行う。
- ☐ すべての教職員や指導者の役割分担を明確にし、共通理解を図る。
- ☐ 家庭・地域・関係機関と連携して生徒等の安全を確保する体制を整備するとともに、協働して危機管理マニュアルを作成する。
- ☐ 事後の危機管理においては、事故等の検証や生徒・保護者への適切な対応等を実施する。

2. 事前の危機管理

(1) 危険箇所の抽出

次の3種類の情報を参考にして、学校内外を問わず、活動上利用する施設・設備における事故等の発生可能性が高い箇所を抽出する。

- 1 教職員、生徒、保護者、地域から提供される情報
 - 2 過去の事故等の発生に関する情報
 - 3 事故等の発生条件に関する情報
- * 施設・設備の点検チェックポイント

【防犯の視点】

- ☐ 不審者侵入防止用の設備
- ☐ 警報装置、監視システム、通報機器等の作動
- ☐ 避難経路の複数確保
- ☐ 出入口の施錠状態

【防災の視点】

- ☐ 天井材、外壁等の非構造部材の落下防止
- ☐ 書棚・家具等の壁・床への固定
- ☐ 警報装置や情報機器等の作動
- ☐ 避難経路・避難場所
- ☐ 通学路あるいは目的地までの経路にある災害発生条件（土砂災害、洪水など）

【事故防止の視点】

- ☐ 天井材、外壁等の非構造部材の落下防止
- ☐ 体育館床板等の建材劣化
- ☐ 窓・バルコニーの手すりなどの点検
- ☐ 防火シャッターなどの点検

(2) 危険箇所の分析

抽出された危険箇所を分析することで、発生し得る事故等を具体化し、問題となる環境条件を特定する。その際のポイントは次の3点である。

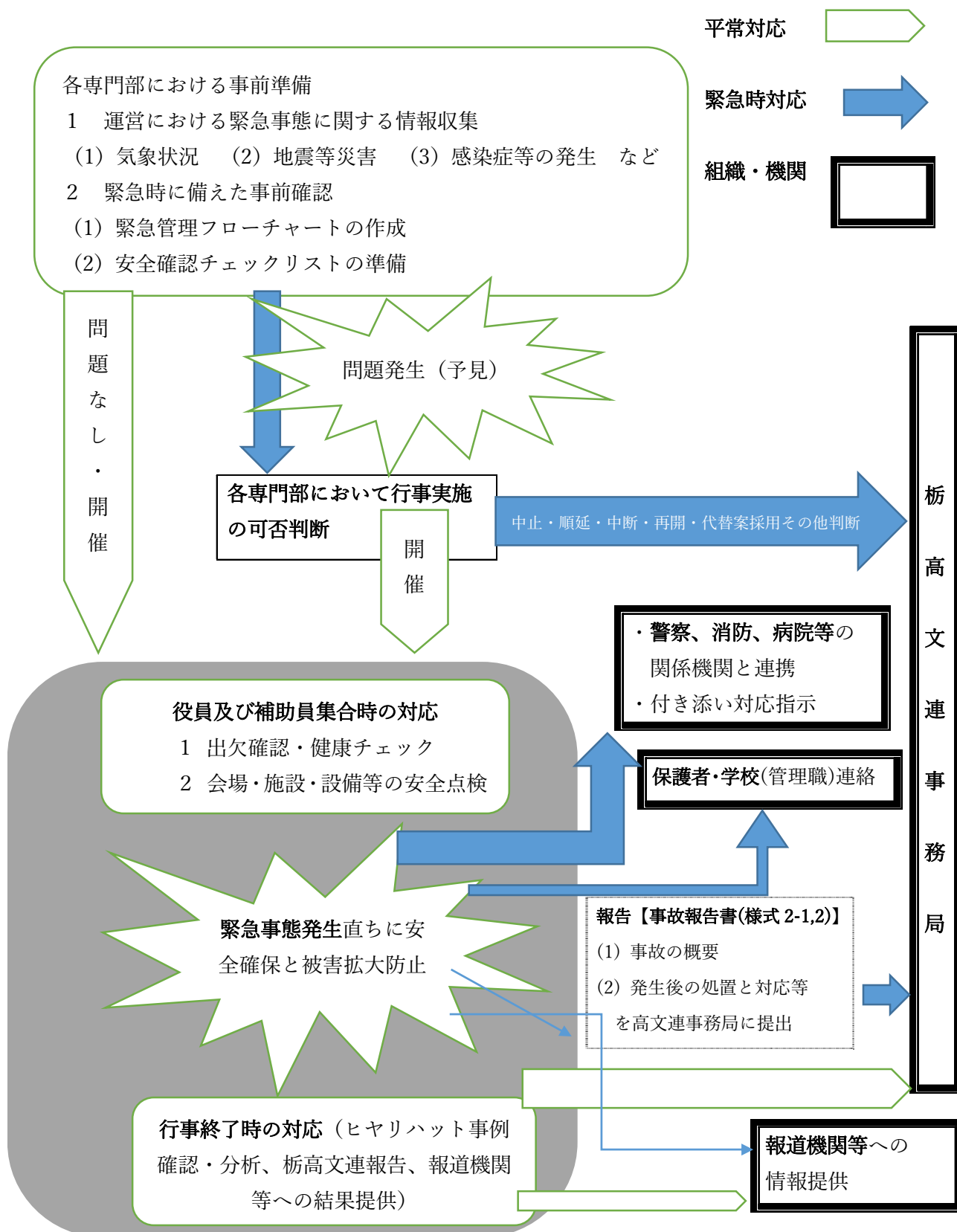
- ☐ 複数の目による客観的な分析
- ☐ 生徒等の行動特性分析
- ☐ ヒヤリハット事例の情報収集と保護者・地域関係者との意見交換

(3) 危険箇所の管理と組織体制

- ☐ 修繕と人的な対策（生徒への直接指導等）
- ☐ 事故等情報の共有（*）

（*）高文連では、部会内はもちろん、他の部会とも情報共有を図る。また、生徒等の安全を確保するためには、施設・設備の安全点検等の安全管理を徹底することのみならず、生徒自身が危険を予測し、自ら危険を回避することができるような安全教育が非常に重要である。各専門部でも活動の特性・活動場所に応じた安全教育が求められる。

専門部主催行事運営フローチャート



3 個別の危機管理

(1) 事故等発生時の対応の基本

① 事故発生直後の迅速な対応

事故等による傷病者を発見した際には、第一発見者は被害生徒の症状を確認し、近くにいる教職員や指導者、生徒に応援を要請するとともに、被害生徒の状況に応じて、速やかに応急手当を行い、症状が重篤にならないようにすることが大切である。

また、自然災害等や熱中症、アレルギーによるアナフィラキシー等の事故、不審者による事件等、発生した事案によって発生直後の対応や留意すべき点が異なってくる。後述の各事例を参考に、様々な事故等に対応できるようにしておくことが重要である。

② 被害生徒の保護者への連絡上の留意点

関係者及び保護者に対し、事故等の発生（第1報）を可能な限り早く連絡する。その際、事故等の概況、けがの程度など最低限必要とする情報を整理した上で行う。被害の詳細や搬送先の医療機関等、ある程度の情報が整理された段階で第2報を行うとともに、以後、正確かつ迅速な連絡に努める。

☐ 緊急の際の連絡方法を複数確保しておくこと

☐ 搬送者や搬送先を記録しておくこと

③ 応急手当を実施する際の留意点

突然倒れた場合などは、「119番」通報で緊急車両が到着するまでの間、その場で心肺蘇生等の一次救命措置が求められる。救急車を手配するために119番通報をすると、消防の通信司令員から電話口で指示や指導が受けられるため、心停止かどうかの判断に迷ったり、AEDの使用方法や胸骨圧迫のやり方が分からない場合は、通報した際に電話を切らずに、落ち着いて指示を仰ぐことが大切である。

☐ 救命措置を最優先すること

☐ 被害生徒等はもちろんのこと、その他の生徒等の不安を軽減すること

☐ 適宜メモを残し、対応が一段落した時点でメモを整理すること（応援者教職員に記録担当の役割を指示することがのぞましい）

(2) 校外活動時における事故等発生時の留意点

① 事前の対策

校外で活動する際には、事前に現地の状況や気象情報などを十分に把握する必要がある。野外での活動は、悪天候などで活動を変更又は中止する場合を想定し、事前に代案を決めておくとともに、活動中は最新の気象情報を把握することが大切である。生徒等が教職員から離れて活動する場合などは、教職員への報告体制や学校管理職、保護者、関係機関への緊急連絡体制を整備しておく必要がある。

② 校外活動時に事故等が発生した場合の留意点

教職員は速やかに生徒等の安否を確認するとともに、安全な場所に避難するよう指示を出す。負傷者がいる場合には応急手当を行うとともに、学校管理職・保護者へ状況を連絡する。また、必要に応じて救急要請や警察・医療機関への連絡を行い、安全確保や移動方法について助言をもらう。また、生徒等の引渡しについて、保護者へ連絡し、理解と協力を求めることが大切である。

(3) 熱中症への対応

熱中症事故(重症例・死亡例)は、ほとんどが体育・スポーツ的活動によるものとはいえ、室内外を問わずそれほど高くない気温(25~30度)でも湿度が高い場合に発生することもあるので、夏季を中心とした文化部活動においても十分な注意が必要である。また、屋外のイベント等に参加する活動では、一層注意深い対応が求められる。

【熱中症の予防】

- ・各専門部各校は WBGT (Wet Bulb Globe Temperature 湿球黒球温度 暑さ指数) 測定器等を準備し、活動に際しては、測定温度に従い活動の中止または内容見直し等を躊躇なく決断する。
- 体育・スポーツ的活動において、WBGT が 31 度以上の状況では熱中症の危険性が高く、活動中止とすべきとされるが、文化部活動も原則としてこの指針に従うことがのぞましい。

[暑さ指数に応じた注意事項等] (日本気象学会「日常生活における熱中症予防指針 Ver.3」2013)

31℃以上 外出はなるべく避け、涼しい室内に異動する。

28~31℃ 外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。

25~28℃ 運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休息を取り入れる。

21~25℃ 一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には熱中症に罹る危険性がある。

- ・冷房の使用をためらうべきでない。
- ・水分補給は、0.1~0.2%程度の食塩水を補給することが望ましい。長時間の活動では、活動計画中に水分補給のための休憩時間を設けることが必要である。
- ・梅雨明けなど急に暑くなったときは、体が暑さに慣れていない。個人差はあるが、暑さに順化するには時間がかかる。指導者は念入りの健康観察を行い、断じて無理をさせてはならない。

【発生時の対応】

けいれん、ふらつき、めまい、吐き気・嘔吐、頭痛、高体温、意識障害などは、熱中症を疑う症状である。意識を失っている、あるいは失いつつある場合は次の緊急対応を必要とする。

- ・風通しの良い場所や、冷房の効いた室内などへ移動させる。
- ・衣服を緩めて風通しを良くする。
- ・水分や塩分をしっかりと補給させる。
- ・冷たい濡れタオルを、太い動脈のある首筋、腋の下、足の付け根などに当てて体を冷やす。
- ・意識が朦朧とし、呼びかけに対し返答がない、刺激への反応が鈍い、頭痛、手足の痺れ、吐き気、呼吸困難、失神などの症状が生じた場合は医療機関へ搬送する。意識がある場合でも、状況に応じて救急車を要請することも考えられる。

(4) 食中毒への対応

ここでは主に校外での諸行事(競技会、コンクール、発表会等)を想定している。食中毒の発生は年間を通して報告されている。

【食中毒の予防】

- ・各専門部会は弁当業者に対し、食中毒に関して注意喚起する。
- ・各専門部会は参加者に対し、弁当の保管場所には十分留意するとともに、配布後の弁当は速や

かに食べること、時間が経過した弁当については食べないようにすることを注意喚起する。生徒個人の弁当も同様である。

【発生時の対応】

- ・ 食中毒が疑われる場合、各専門部会は速やかに医療機関を受診させる。
- ・ 各専門部会は必要に応じて保健所等にも報告する。

(5) 食物アレルギーへの対応

アレルギー疾患は決して珍しい疾患ではない。既往症のある生徒等のみが発症するとは限らず、初めて食したものに反応する事例もある。アレルギー疾患の生徒等の有無にかかわらず、油断することなく、全ての専門部会・学校でアレルギー疾患の理解と、いざというときの対応を整えておく必要がある。また、医療機関や消防機関等とも相互に連携し、組織的に対応することが大切である。

【アレルギー疾患をもつ（疑われる）生徒の把握】

- ・ 顧問は日頃から配慮や管理が必要な生徒について関係者と連携を図りながら情報を把握する。原則として、教職員は「学校生活管理指導表」に基づく個別の対応方針を教職員等の間で情報共有する。

【食物アレルギーの予防】

- ・ 健康上管理を要する生徒については、校内外での活動を問わず、少しでもアレルギー反応の発生が疑われるような空間等での活動をさせない。
- (例) そばアレルギーの生徒が、そば打ち講習があった部屋で練習していたところ、重篤な疾患に陥った。その部屋で講習会が行われたことは知らされていなかった。
- ・ 校外活動での食事については、事前に施設や業者から食事の素材について綿密な情報提供を受け、要管理生徒の食事内容には特段の配慮を講ずる。

【発生（緊急）時の対応】

アレルギー疾患により、緊急の対応を要する症状が現れることがある。特に、アナフィラキシーは非常に短時間のうちに重篤な状態に至ることがあり、迅速かつ適切な対応が求められる。いざという時に、誰が発見者になった場合でも適切な対応がとれるような体制を構築する必要がある。

(6) 不審者侵入への対応

学校や校外活動で利用する施設には多くの方々が、様々な用事で訪れる。その中には正当な理由がなく校地や校舎または施設に立ち入ったり、立ち入ろうとしたりする者がいる。不審者かどうかを確実に見極める必要がある場合、相手の感情を高ぶらせて暴力行為を招いてしまうような対応をしないように注意しなければならない。少しでも不審な点があると感じた段階で、**複数の教職員で対応**することが大切である。また、校外活動において公共の施設または宿泊施設を利用する場合は、当該施設の職員や警備関係者等と予め打合せを行い、施設独自の危機管理マニュアルがある場合は、施設側の考えや指示を十分参考にする。

【予防】

不自然なことはないかをチェックする上でポイントとなることは次のとおりである。

- ☐ 積極的に声をかけて用件を尋ねる。専門部主催の行事等では、受付業務を生徒だけに任せず、

必ず教職員が一緒に対応できる体制を整える。

- ☐ 不自然な場所に立ち入っていないか。
- ☐ 不自然な言動や行動及び暴力的な態度は見られないか。
- ☐ 凶器や不審物を所持していないか。
- ☐ 用件を答えられるか。また、正当な用件と認められるか。

文化会館等の大型公共施設やホテル等の宿泊施設では、出入り口付近に警備員を配置して館内を巡回している。事前に、生徒等が利用するとの旨を連絡し、万が一の緊急時には協力を得られるよう要請する。

【発生時（不審者と確認できた場合）の対応】

- ・原則として、教職員が一人に対応してはならない。自分自身の安全のために適当な距離をとりながら、他の教職員等が駆けつけるのを待つことが大切である。**机やイスも防御手段**となる。

↓

- ・言葉や相手の態度に注意しながら、施設敷地外に退去するよう丁寧に説得する。

↓

- ・退去に応じない場合には、不審者とみなして躊躇することなく「**110番**」通報する。

↓

- ・退去後も再び侵入しないか、しばらくの間、複数の教職員で監視し警戒する。

【事後の対応】

- ・警察や教育委員会に連絡し、地域のパトロール強化や近隣学校、自治会等に情報の提供を行う。

(7) 気象災害への対応

気象庁から大雨や台風、大雪等の気象情報が発表された際には、各自治体の避難に関する情報にも留意し、可能な限り早期に、生徒等の状況に応じた対策を検討することが重要である。行事開催にあたっては危険因子を検討し、生徒が安全に移動できるか否かを確認の上、専門部長及び専門部理事・副理事と協議し可否を判断する。

本項目では、本県で顕著な気象災害であり、文化部の活動といえども被害の可能性がある雷と竜巻（激しい突風）を取り上げる。

① 雷への対応における留意点

【積乱雲が近づく兆し】（気象庁による）

- ・真っ黒い雲が近づき、雷鳴が聞こえる距離（約10km）内ではその場に落雷する危険がある。
- ・急に冷たい風が吹いてくると、竜巻などの激しい突風が発生する恐れがある。

【避難の留意点】

- ・事前の気象情報の収集は不可欠である。（気象庁HP「レーダーナウキャスト」が参考になる）
- ・屋外で活動している場合は、直ちに活動を中止し、速やかに屋内に退避する。
- ・屋内で活動している場合は、必要に応じて生徒等を待機させる。その際は、対応を保護者等に連絡することが大切である。
- ・木造建築の場合、退避所としては基本的に安全であるが、念のために全ての電気器具、天井・壁から**1m以上**離れればさらに安全である。

【安全な空間に避難できない場合】

- ・低い場所を探してしゃがむなど、できるだけ姿勢を低くするとともに、地面との接地面を可能な限り少なくする。
- ・側雷を避けるために、電柱、鉄塔などの高い物体のてっぺんを 45 度の角度で見上げる範囲で、その物体から 4 m 以上離れたところに退避する。高い木の近くは側雷の危険性がきわめて高いので、最低でも樹木の全ての幹、枝葉から 2 m 以上離れることが命を守る上で大切である。

② 竜巻（激しい突風）への対応における留意点

【竜巻の予兆】

- ・真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。
- ・冷たい風が吹き出す。大粒の雨や雹が降り出す。

【竜巻発生】

- ・「ゴー」という音が聞こえてくる。真っ黒い雲から漏斗状の雲が下がって見える。
- ・トタン屋根や発泡スチロールなどの大型のごみが宙を舞う。

【避難の留意点】

- ・屋内では飛来物の影響を抑えるため、窓を閉め、カーテンを引く。窓ガラスから離れる。
- ・壁に近い場所に移動で避難姿勢をとる。上層階にいる場合は、建物の最下階に移動する。
- ・建物内に避難できない状況では地に伏せ横風を受けない。橋（陸橋）の下はかえって危険である。

（８）大地震発生時の対応（専門部主催行事の場合）

【地震発生時】

- ・地震発生時の安全を確保し、発生時のアナウンスと指導を適切に行う。
- ・施設職員と協力して施設内を巡回し、被害状況を確認する。
- ・各種メディアにより確かな情報を集めて関係者に状況を周知する。

【被害が発生した場合】

- ・火災発生の場合は**大声で**周囲に知らせ、初期消火にあたるとともに必要に応じて消防へ通報する。
- ・施設の破損箇所を確認し、危険がある場所には立ち入らないよう対応する。
- ・負傷者の有無を確認し、存在する場合は状況に応じて適切に処置する。なお、医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、応急手当を施した上で、消防へ通報して、救急車の出動を要請する。

【行事継続の可否】

- ・各専門部においては、被害状況等に基づき行事の継続または中止について、専門部長、専門部理事・副理事及び関係機関と協議する。

（９）有害昆虫

生徒にとって最も身近な有害昆虫は蜂、とりわけスズメバチである。（スズメバチの活動が最も活発になる季節は、暖地においては 10 月から 12 月上旬である。）ハチに刺されると最悪の場合、アレルギー性のショックで死に至る危険もある。日常から学校敷地内外で営巣状況を確認し、巣を発見し

たなら、専門の行政機関または民間業者に依頼して除去しなければならない。被害に遭った生徒等の体調が急変したならば、躊躇することなく「**119番**」緊急通報する。

【蜂に刺されたら】（自衛隊提供）

毒針が残っている場合があるので、傷口から毒を吸い出して 刺された部分を水で十分洗い流す。毒針を毛抜きなどで除去する。石けん水で洗うと効果的である。

（10）弾道ミサイル発射に係る対応

弾道ミサイルが発射され、日本に飛来する可能性がある場合は、Jアラートにより国から緊急情報が発信されると、これを受信した市町村では、防災行政無線の警報が屋外スピーカー等を通じて流れるなど、様々な手段により住民へ情報が伝達される。また、携帯電話等にもエリアメール・緊急速報メールが配信される。

【緊急情報が発信された際の対応】

弾道ミサイルが着弾した際は、爆風や破片等による危険が想定されるため、それらから身を守る行動をとることが必要となる。

行動の基本「姿勢を低くし、頭部を守る」

「窓から離れる」「（可能ならば）地下室に避難する」

【学校にいる場合】

《校舎内の対応例》

例えば、弾道ミサイル発射情報・避難の呼び掛けがあった際に、教室内で授業中のため地下室や窓のない部屋にすぐに移動することが困難な場合は、窓からなるべく離れて床に伏せ頭部を守る。机の下に入って頭部を守ることなどが考えられる。

《校舎外の対応例》

例えば、校庭での活動中のため近く建物の中や地下に避難することなどが困難な場合は、遮蔽物のない校庭の中心ではなく、物陰に身を隠すか、その場で地面に伏せて頭部を守ることなどが考えられる。

【校外活動中の場合】

野外での活動の際は、引率者は、携帯電話等の情報ツールを携行することはもとより、情報収集の手段を確保しておくことや、事案が発生した場合の避難を念頭においた下見、関係者との打合せを行う。生徒の自由行動中などの際の避難行動や連絡手段についても事前の指導が不可欠である。

（11）犯罪予告・テロへの対応

爆破予告などの犯罪予告があった場合、警察等の関係機関と連携した対策が講じられなければならない。警察の指示の下、学校安全課、利用施設担当者等と連携し事案に応じて適切に対処する。

【校外施設における活動下での初動対応】

コンクールまたは発表会、競技会等が予定されている場合でも、テロ予告があったら、関係者と協議の上、状況次第では行事の中止を指示する。専門部会または教職員は、どのような事態が発生

しているかを情報収集し、施設側と協議の上、その事態に即した対応をとるよう生徒または来場者等に指示する。

【化学剤によるテロ】

発生源が特定された場合、大至急、現場から離れるよう命令する。避難の際は、ハンカチなどで口と鼻を押さえ、向かい風の方向に誘導する。化学剤は一般的に空気より重いため、可能な限り高所に避難誘導する。もし倒れている人がいても近寄ってはいけない。教職員も発生源からは迅速に避難する。

【施設の周辺地域で大規模テロが発生した場合】

武力攻撃事態等に関する警報が発令された場合、各専門部は施設側と連携して、生徒及び来場者等の身の安全を確保する。また、警報の内容及び国民保護法に基づく対策本部等の指示に従い、必要に応じて生徒等を避難誘導する。

(12) 会計事故

- ・各専門部各学校の責任で保護者、生徒から集金する場合は公金扱いとなる。適切な会計処理がなされるように、集金の際は保護者宛通知と領収書を用意し、担当教員が**複数**で責任をもって管理し、必ず「**収支決算書**」を作成し保護者の了解を得る。
- ・収支報告にあたっては、支出の証明となる「領収証」等を決算書の項目ごとに順に整理し、通帳の収支項目を説明できるようにする。決算処理結果は必ず部外の職員で監査を行い、単年度の決算とする。

(13) その他

ここでは、公共施設や社会施設などにおける校外諸活動を想定する。仮に、コンクールや発表会の際中に危機が発生した場合、現場の教職員は主催者及び施設責任者と協議し継続の是非を判断する。

① 停電（大地震や火災の二次災害として停電事故は除く）

館内放送あるいは場内アナウンスにしたがい、原因確認が済むまで、その場で落ち着いて待機させる。施設側危機管理担当者と連携をとり、生徒を落ち着かせることに全力をあげて取り組む。停電の原因が電力会社など外部に求められることが判明した場合は、復旧に要する時間を確認するとともに、公共交通機関等など生徒の帰宅手段に障害が生じていないかを確認する。また、落雷等気象変災が生じていないか、気象情報を収集する。なお、次の2点については特に注意が必要である。

- ・発電機を使用する際は、一酸化炭素中毒の危険が大きい。
- ・復旧時の通電火災

② 人身事故（舞台や施設内での事故）

舞台やホール内で転落や急病など何らかの人身事故が発生した場合、演奏や演技など行事の進行が中断することもあり得る。教職員など指導者は、施設側と連携して適切な場内アナウンスを行う。負傷者がいる場合は、施設側担当者を通じて 119 番通報する。個人が通報しないように、場内アナウンスで来場者に要請する。救急隊が到着するまで、施設側の救護担当者とともに応急救護を行う。

③ 異臭騒ぎ

テロの可能性もあるので、初動が大切である。すぐに現場から離れるよう大声で呼びかける。避難の際は、ハンカチなどで口と鼻を押さえ、向かい風の方向に誘導する。目や鼻に刺激がある場合は、水で洗い流す。喉に刺激がある場合には、うがいをさせる。

④ 周辺施設で事故が発生した場合（爆発事故、大規模火災など）

指導にあたる教職員は、施設担当者とともに被害状況を確認し、正確な情報を生徒及び来場者に伝える。建物の損壊の有無も確認する。この間、生徒を施設内に一時留まらせる。施設に影響が波及する恐れがある時は、消防署の指示に従い生徒及び来場者を安全な場所に誘導する。

⑤ 施設内で騒動が発生した場合（大声を出す、喧嘩など）

初動段階で直ちに警備担当者へ連絡する。その間、軽度な場合はその場で注意するが、必ず複数の教職員等で対応する。他の人に被害が及ぶことが懸念される場合は、毅然とした態度で近寄り、人目のつかないところに連行する。深刻な事態の場合は、警察に連行する旨、警告する。

⑥ 感染症が流行している場合

活動に際しての注意点を事前に保健所へ問い合わせ、指示を受ける。その内容にしたがい、行事計画の見直しを関係者と協議する。

感染者及び感染が疑われる生徒、来場者がいた場合、主催者・専門部等の教職員は、施設側の救護担当者と連携して対応する。人権上の配慮から、いきなり感染者と決めつけて対処しない。

行事活動の終了後、後日になって感染者が生徒等来場者にいたことが判明した場合は、二次感染の可能性を保健所に相談する。保健所の指導に従い、各専門部及び高文連事務局HPにて、発症の恐れがあることを周知するとともに、問い合わせの窓口を高文連事務局内に開設する。

⑦ 社会的弱者（高齢者、乳幼児、障がい者等）に接する際の対応

高文連各専門部は各種のボランティア的行事に関与している。その際、いわゆる社会的弱者とふれあう活動等に際しては、細心の注意を怠ってしまうと、善意の行為が思わぬ事故をまねくことがある。こうした活動にあたっては、事前または活動中に必ず福祉等専門家のアドバイスを受けて、社会的に意義ある教育活動を展開していくことが重要である。

【高齢者】

高齢者を対象とする場合、身体的能力の差を考慮した活動が維持されなければならない。レクリエーション等を実施する場合でも、思わぬ不注意が骨折等の大事故をまねくことになる。また、重量のある楽器等を高齢者に委ねることは足などへの落下事故につながり危険であるとともに、高価な楽器等を破損させてしまう恐れもある。

【乳幼児】

乳幼児の扱いについては、もし乳幼児が泣き止まない場合、故意によらずとも、乳幼児を激しく揺さぶることがないように注意する。また、小さな道具等を口に入れてしまうこともあるので、絶対に目を離さないように注意することが重要である。

【障害者】

非日常的な活動にうまく適応できない場合があることを考慮して、無理のない活動計画を立案する。また、危険の認知が難しい場合もあるので、福祉施設・特別支援学校等の受け入れ側担当者と連携を密にし、役割分担を明確にして不測の事態に備えることが大切である。車いすの介助に際

しては、手足の巻き込みによる骨折事故が起きないように注意する。歩行や声かけのタイミングについては、支援を必要とする障害者のペースに合わせて行うことが大切である。

4 事後の危機管理

(1) 安否確認

事故等は、必ずしも教職員が付いている活動中だけではなく、生徒の自主活動中、登下校中及び集合場所への往復途中で発生する恐れがある。生徒等の負傷の状況や安否確認のみならず、教職員が負傷していることも考えられるため、安否確認できる体制を**複数整えておく**ことや情報の集約については担当を決めて組織的に行う必要がある。

【安否確認の内容と教職員の対応】

ア 生徒等が学校内または外部施設内にいる場合

- ・負傷者がいるかどうか、全員を集合させるか、もしくは指導に当たる教職員等が把握する。
- ・野外を含めた自主活動中は、教員は活動場所に急行し、速やかに負傷者の有無を確認する。
- ・校外での活動では、学校周辺の民家や商店、子供110番の家などに避難していないか調べる。
- ・確認結果の報告を直ちに管理職または各専門部に報告する。

イ 登下校中または決められた集合場所へ往復途上の場合

- ・生徒の自宅やその周辺、学校または集合場所周辺の商店等や民家、子供110番の家、避難所などに避難している生徒がいないか、負傷していないかを調べる。その際に、教員は二次被害に巻き込まれないように注意する。

ウ 安否情報の集約

- ・専門部の行事が校外施設等で進行している場合は、主催する専門部が情報を集約し、施設側担当者及び高文連事務局に報告する。(⇒ 巻末 報告書「様式2-1」「様式2-2」)
- ・負傷者がいる場合には、速やかに、応急手当の実施や救急車の要請などの対応に着手する。

(2) 引き渡しと待機

生徒の登下校（集合・帰宅）の安全確保を図るために、学校（校外施設）に待機させるか、保護者に引き渡すかなど、状況を把握し、生徒の安全を第一に考えた判断をする必要がある。災害・事故等により停電で情報手段が遮断されることも予想されることから、あらかじめ各専門部・学校と保護者との間で対応を確認しておくことが大切である。

【引渡しの判断基準チェックポイント】

- ☐ 通学路または外部施設等集合場所への往復経路上に被害が発生していないか
- ☐ 地域の被害が拡大する恐れがないか
- ☐ 下校の時間帯に危険が迫っていないか
- ☐ 引渡す保護者にも危険が及ばないか

【引渡し手順の明確化】

引渡しの際には、一度に多くの保護者が集まり、混乱、錯綜することが予想されるため、あらかじめ引渡しの手順を明確にしておかなければならない。例えば、年度初めに、緊急引渡しカードに引渡し者を登録するなど、確実に引渡しが行えるよう、生徒等及び保護者と手順を確認しておく。

(3) 活動の継続判断

生徒等の安全が一旦確保された後は、その後の対応や二次災害等防止の対策についての指針や具体的な業務内容を各専門部・学校で明文化し、活動の継続について決定していく必要がある。事故後の被害の状況によっては、校舎や公共施設等が使用できなかったり、必要な備品が揃わなかったりすることも考えられる。また、停電等により情報収集が円滑にできない状況も想定されるため、臨機応変な対応が求められる。

- ・校舎内の安全な場所で活動スペースを確保する。校舎が使用に耐えない場合は他校の校舎を使用することも検討する。
- ・外部施設を使用して行事等を実施する場合は、施設側責任者と主催者及び各専門部は行事实施あるいは継続の是非を的確に判断する。また、引き続き**正確な情報収集**に努めて帰宅または待機、他所への避難移動等の指示を行う。

(4) 情報の整理と保護者への説明、対応

事故発生直後の対応が終了した後、事故等の発生した経緯に関する情報を整理し、保護者等へ丁寧に今後の方針を含めた説明などが必要となる。特に、保護者等への対応については教員間で共通理解を図っておくことが大切である。

- ・事故等の発生状況や経過、負傷者等の状況、緊急に実施した措置などを記録・整理しておく。
- ・できる限り迅速かつ確実に事実確認を行い、学校側が知り得た事実は、被害生徒4の保護者に対し正確に伝える等、責任のある対応を行う。このとき、被害生徒の保護者への対応に当たる責任者を決め、事態への誠意ある対処に努める。

栃木県高等文化連盟 事故報告書（事務局提出用）

（様式 2-1）

報告日時	(西暦) 年 月 日 (曜日) 時 分 [第 報]
------	--

報告者	氏 名 :	所属	
	緊急連絡先 :	- -	携帯電話番号を記入

専門部名	
行事名	
発生場所	
発生日時	(西暦) 年 月 日 (曜日) 時 分頃

被災者						
人 数	計 名 (男 名・女 名) *複数名の場合は別紙名簿（様式 2-2）を添付し報告					
ふりがな		性 別		年 齢		歳
氏 名		区 分		下段の番号を選択して記入		
所 属		学 年		年		
区分 番号	1 生徒 2 引率者 3 外部指導者 4 保護者 5 役員 6 観覧者 7 その他					

（区分番号は様式 2-2 の「区分」欄にも用いる。）

概要	
発 生 状 況	
発生後の 処置・症状	
経過と 現 状	

被災者の搬送先			
医療機関名		連絡先	- -
住 所			

搬送先への同行者		
氏 名	被災者との関係	連絡先（携帯電話番号）
		- -
		- -

栃木県高等文化連盟 事故報告書【被災者名簿】

(様式 2-2)

[illegible]

5 高文連危機管理チェックシート

(1) 校内文化部活動における危機管理チェックシート

- ☐ 校内電話、放送は使用できる状態にあるか。
- ☐ 生徒及び保護者等の緊急連絡先をまとめているか。
- ☐ 生徒の下校及び引渡し方法について、保護者と共通理解が図られているか。
- ☐ AED の設置場所及び使用方法を熟知しているか。
- ☐ 部内でも活動場所の安全点検を実施しているか。
- ☐ 倒れやすい備品等はないか。(しっかりと固定されているか。)
- ☐ 避難経路上に障害物が放置されていないか。
- ☐ 救助袋、消火器具の設置場所及び、使用方法を熟知しているか。
- ☐ 通報機器の位置を確認しているか。
- ☐ 非常階段に通じる扉が解錠されているか。
- ☐ 常に最新の気象情報(気象警報)を入手しているか。
- ☐ 環境条件の評価に WBGT を用いているか。
- ☐ WBGT31 度以上では、熱中症の危険が大きいことを理解しているか。
- ☐ 具合の悪い生徒を休ませるために、冷房の効く部屋を確保しているか。
- ☐ 活動開始前及び活動中に健康観察を実施しているか。
- ☐ 水分補給を励行しているか。
- ☐ ハンカチ、タオルを常に携帯させているか。
- ☐ 保健指導担当教諭及び保健所等と連携して食中毒防止に努めているか。
- ☐ 室内の換気を励行しているか。
- ☐ 石けんによる手洗い、うがい、マスク着用等の感染症予防対策は万全か。
- ☐ 調理室等を使用する場合、アレルギー事故対策を講じたか。
- ☐ ガスの元栓は全て締めているか。
- ☐ 休日の活動では、必要のない出入り口を施錠しているか。
- ☐ 刺股等の防御手段を確保しているか。
- ☐ 部内の指示伝達体制が整備されているか。
- ☐ 停電時、電気器具等のコンセントを抜いたか。(通電火災防止)
- ☐ 停電時に発電機を使用する場合、換気には十分留意しているか。(一酸化炭素中毒防止)
- ☐ 個人情報の取り扱いに注意を喚起したか。
- ☐ 部内の会計処理では、事故防止に努めているか。
- ☐ 生徒や保護者の視点で危険を洗い出しているか。

(2) 校外活動における危機管理チェックシート

- ☐ 最新の気象情報（気象警報）を入手したか。
- ☐ WBGT を用意したか。
- ☐ 屋外の活動でも WBGT を携行させたか。
- ☐ 常備薬等を用意したか。
- ☐ 保険証の写しを用意させたか。
- ☐ 必要に応じて参加者に ID カードを発行したか。
- ☐ 宿泊施設への来訪者については、生徒にアポイントメントを取るよう指導したか。
- ☐ 施設側の危機管理マニュアルを参照したか。
- ☐ 施設側又は主催者側の防災及び警備責任者と事前に打合せを実施したか。
- ☐ 緊急時に施設側との協力体制を構築できているか。
- ☐ 利用する施設の避難経路、緊急時の出口等を確認したか。
- ☐ 非常用ボタン等の通報機器の場所を確認したか。
- ☐ 利用する施設の耐震性に問題はないか。（耐震マークを確認したか。）
- ☐ 地下施設の有無を確認したか。
- ☐ 泊を伴う活動等の場合、現地自治体のハザードマップを入手したか。
- ☐ 施設設備に異常がないか、教員や指導者が目視で点検したか。
- ☐ 宿泊施設を利用する際には、特にベランダ部分に老朽化などに伴う損傷が認められないか。
- ☐ ハンカチ、タオルを常に携行させているか。
- ☐ 弁当を注文する場合、食中毒予防策を講じたか。
- ☐ 外食を手配する場合、アレルギー対策を講じたか。
- ☐ SNS の利用マナーを周知徹底させたか。
- ☐ 貴重品管理に留意するよう注意喚起したか。
- ☐ 落下物の危険がある場所で活動させていないか。
- ☐ エレベーター内で地震に遭遇した場合、すぐに「**全部の階のボタンを押す**」ことを周知させたか。
- ☐ 現地では緊急電話回線の利用が可能か。
- ☐ 緊急時の現地医療機関の連絡先等を調べたか。
- ☐ 社会的弱者と交流する際に必要な配慮事項を生徒に周知徹底させたか。
- ☐ 保護者への引渡し方法について共通理解が図られているか。

＊ 栃木県内関係諸機関連絡先

警察署一覧

No.	警察署名	住所	電話番号
1	宇都宮中央警察署	宇都宮市下戸祭 1-1-6	028-623-0110
2	宇都宮東警察署	宇都宮市今泉町 2996-2	028-662-0110
3	宇都宮南警察署	宇都宮市みどり野町 1-8	028-653-0110
4	小山警察署	小山市神鳥谷 1738-5	0285-31-0110
5	足利警察署	足利市千歳町 94-7	0284-43-0110
6	栃木警察署	栃木市箱森町 40-14	0282-25-0110
7	那須塩原警察署	那須塩原市方京 2-15-1	0287-67-0110
8	佐野警察署	佐野市浅沼町 573-6	0283-24-0110
9	鹿沼警察署	鹿沼市上殿町 1000-5	0289-62-0110
10	真岡警察署	真岡市荒町 115	0285-52-0110
11	下野警察署	下野市下古山 2451-41	0285-52-0110
12	大田原警察署	大田原市紫塚 1-1-4	0287-24-0110
13	今市警察署	日光市今市 1378-1	0288-23-0110
14	さくら警察署	さくら市馬場 786-1	028-682-0110
15	矢板警察署	矢板市中 2001-1	0287-43-0110
16	日光警察署	日光市稲荷町 2-2-2	0288-53-0110
17	那須烏山警察署	那須烏山市初音 3-6	0287-82-0110
18	茂木警察署	芳賀郡茂木町大字茂木 209-2	0285-63-0110
19	那珂川警察署	那須郡那珂川町北向田 85	0287-92-0110

消防本部一覧「緊急の場合は **119** 番通報で!!!」

No.	消防署本部名	住所	電話番号
1	宇都宮市消防局	宇都宮市大曾 2-2-21	028-625-5500
2	足利市消防本部	足利市大正町 863	0284-41-3197
3	栃木市消防本部	栃木市平柳町 1-34-5	0282-22-0119
4	佐野市消防本部	佐野市富岡町 1391	0283-22-0119
5	鹿沼市消防本部	鹿沼市上殿町 520-1	0289-63-1141
6	日光市消防本部	日光市豊田 442-1	0288-21-0016
7	小山市消防本部	小山市神鳥谷 1700-2	0285-39-6660
8	石橋地区消防組合消防本部	下野市下石橋 246-1	0285-53-0509
9	芳賀地区広域行政事務組合消防本部	真岡市荒町 107-1	0285-82-3161
10	南那須地区広域行政事務組合消防本部	那須烏山市神長 880-1	0287-82-2009
11	塩谷広域行政組合消防本部	矢板市富田 94-1	0287-44-2513
12	那須地区消防本部	大田原市中田原 868-12	0287-28-5119

保健所一覧

No.	保健所名	住所	電話番号
1	宇都宮市保健所	宇都宮市竹林町972	028-626-1102
2	県西健康福祉センター	鹿沼市今宮町1664-1	0289-64-3125
3	県東健康福祉センター	真岡市荒町2-15-10	0285-82-3321
4	県南健康福祉センター	小山市犬塚3-1-1	0285-22-0302
5	県北健康福祉センター	大田原市住吉町2-14-9	0287-22-2257
6	安足健康福祉センター	足利市真砂町1-1	0284-41-5900
7	今市健康福祉センター	日光市瀬川51-8	0288-21-1066
8	栃木健康福祉センター	栃木市神田町6-6	0282-22-4121
9	矢板健康福祉センター	矢板市本町2-25	0287-44-1296
10	烏山健康福祉センター	那須烏山市中央1-6-92	0287-82-2231

- ・ 栃木県防災館 〒 321-0414 宇都宮市中里町248
Tel 028-674-4843
E-mail : t-bousaikan@kitakantosak.co.jp
開館時間 9:30～16:30
(受付9:30～11:30 13:00～15:30)
休館日 月曜日 (月曜日が休日または県民の日に当たる場合は翌日休館)
12/28～1/4

- ・ 栃木県教育委員会事務局学校安全課
宇都宮市塙田1-1-20 県庁舎南別館5階
電話番号 : 028-623-3436
ファックス番号 : 028-623-2956
Email : gakuan@pref.tochigi.lg.jp

＊ 参考文献等

- ・「学校の危機管理マニュアル 作成の手引」 文部科学省 平成 30（2018）年 2 月
- ・「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」 平成 24（2012）年 3 月
- ・「危機管理に関する校内研修ガイドブック」 栃木県総合教育センター 平成 29（2017）年 3 月
- ・「学校における防災関係指導資料 ～ 東日本大震災から学んだ大地震への備え及び竜巻への対応」
栃木県教育委員会 平成 25（2013）年 9 月
- ・「危機管理マニュアル 総論編」 栃木県高等学校体育連盟 平成 30（2018）年 5 月
- ・「熱中症 環境保健マニュアル 2018」 環境省 平成 30（2018）年 4 月
- ・「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(財)日本学校保健会 平成 20（2018）3 月
- ・「学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル」 栃木県教育委員会 平成 28（2016）年 2 月
- ・「食物アレルギーとアナフィラキシー Q&A」 マイランE P D 合同会社 平成 30（2018）年 4 月
- ・「エピペン ガイドブック」 マイランE P D 合同会社 平成 30（2018）年 5 月
- ・「危機管理に関する校内研修」資料 栃木県教育委員会学校安全課 平成 30（2018）年 6 月
- ・児童虐待防止啓発リーフレット 厚生労働省 平成 30（2018）年 10 月

【参考資料出典】

- ・栃木県公式HP（www.pref.tochigi.lg.jp）より警察署一覧（県高体連マニュアルより引用）
- ・栃木県公式HP内「栃木県内の消防本部一覧」を加工（同上）
- ・厚生労働省 保健所管轄区域案内 栃木県（同上）
- ・栃木県 社会福祉施設等要覧 平成 29 年度版（同上）
- ・栃木県教育委員会 HP 学校安全課の紹介（www.pref.tochigi.lg.jp/m09/index.html）を一部改変

栃木県高等学校文化連盟 事務局 栃木県立宇都宮北高等学校 〒321-0973 宇都宮市岩曾町606 TEL 028-663-1311 Fax 028-660-4726
